

西春日井広域事務組合消防本部インターンシップ実施要綱

令和7年7月30日

訓 第 5 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西春日井広域事務組合消防本部（以下「当本部」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学、専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生に就業体験の機会を提供し、消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、大学等に在籍する学生で、消防の仕事に興味があり、当本部の消防業務を体験したい男女とする。

(実習生の受入手続および受入期間)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生は、西春日井広域事務組合インターンシップ申込書（様式第1号）を西春日井広域事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

2 申込書の受入期間にあつては、当本部の定める期間とし、当本部ホームページ、広報西春日井消防と清須市、北名古屋市、豊山町の広報誌にて開示する。また、提出先については、指定期日までに当本部消防課に提出するか郵送で提出とする。

(実習日および実習時間)

第5条 実習日は、原則として1日とし、当本部の定める日とする。

2 受入れる学生（以下「実習生」という。）が実習を行う時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、消防長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第6条 当本部は、実習生に対して報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は

行わないものとする。

(誓約書等)

第7条 実習生は、誓約書（様式第2号）を事前に消防長に提出し、この誓約の遵守を徹底する義務があるものとする。

(服務等)

第8条 実習生は、大学等に在籍する学生の身分を保有し、当本部は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令、条例等ならびに実習を担当する所属の所属長および実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、当本部の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ当本部にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(実習の中止)

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条または第9条の規定による服務、守秘義務に従わないとき。

(2) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 火災、風水害、大地震、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく警戒宣言や新型コロナウイルスまたは新型インフルエンザウイルス等の感染症に基づく緊急事態宣言が発令されている場合は、インターンシップの実習を中止するものとする。

3 消防長が実習の中止を判断した場合は、インターンシップの実習を中止するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第11条 大学等の実習生は、実習中の事故に備え傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により当本部に損害を与えた場合は、当本部に対しその損害を賠償しなければならない。

(インターンシップ実習証明書)

第12条 当本部は、インターンシップを修了した実習生に「インターンシップ実習証明書」を発行する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度に協議するものとする。

2 申込みに際し、実習実施状況の写真等を広報誌やホームページへ掲載する旨を承諾するものとする。

3 実習生は、原則として公共交通機関を利用して来署すること。なお、自家用車または自転車等での来署も認めるが、自宅から当本部までの往復に伴う事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

附 則

この訓は、令和7年8月1日から施行する。